# **-オレシジリボシキャシペーシ**•

# みんなで守るう! 子どもの笑顔

11月は児童虐待防止推進月間です-

■問い合わせ先 こども福祉課 **2**(32)8903

「児童虐待」という言葉をニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に思え るかもしれませんが、虐待は皆さんの身近で起こっています。児童虐待は深刻な社会問 題で、その相談件数は増加の一途をたどっており、市への虐待相談も年々増加しています。 市では、児童の生命と安全の確保を最優先にすることを基本に、虐待の防止と早期発見・ 早期対応により、深刻化の防止に取り組んでいます。



# 身体的虐待

叩く、殴る、蹴る、 首を絞めるなどの暴力、 戸外に閉め出す、 泣き止まないので 激しく揺さぶる など

#### 虐 待 طے は

# 性的虐待

性的行為の強要、 ポルノグラフィの 被写体にする など

# 

食事を与えない、 家に子どもを残した まま度々外出する、 不潔なままにする など

# 心理的虐待

無視する、 拒否的態度をとる、 ひどく怒鳴る、 子どもの目の前で 暴力をふるう(DV) など

#### こんなサインが出ていたら虐待かも!?

#### ■子どもからのサイン

- いつも子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声がする
- 衣服やからだがいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 表情が乏しく、活気がない など

虐待でなかったとしても、通告

### ■保護者からのサイン

- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに拒否的・無関心である
- 子育てに関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

など

#### 通告は国民の義務

者に責任はありません。確信がな くても、「もしかして」、「~な気 がする」のみでもご連絡ください。 通告者について「ご近所の方」 や「お隣の方」など、特定の手 掛かりになるような内容は伝え ません。また、通告は匿名でも 可能です。

児童虐待を発見しやすい立場 にある人や団体 (学校・児童福 祉施設・病院等)には、児童虐 待の早期発見・対応のために通 告する義務があります。

#### しつけと虐待は違います!

しつけとは、子どもの人格や才 能などを伸ばし、自律した社会生 活を送れるようにサポートしてい くことです。子どもの りょうしょ 心を傷つけることや体 罰では、しつけはでき ません。



#### 相談から支援へ

虐待の疑いがある子どもを発見 した方からの通告や、自分の行っ ていることは虐待ではないかと悩 んでいる保護者などからも相談を 受け付けています。通告や相談か ら家庭への「支援」が始まります。

#### 地域との連携

家庭相談員や保健師などが、市 内の保育園や幼稚園、学校、学童 保育室、児童館などに出向き、虐 待の防止と早期発見・早期対応に 努めています。

相談内容によっては民生委員、 主任児童委員、学校、医療機関、 児童相談所、警察、健康増進課な どの関係機関で構成する「下野市

要保護児童対策 地域協議会 | と 連携し、情報を 共有しながら対 応しています。



#### 子どもに関する電話相談

こども福祉課

平日 午前8時30分~午後5時15分

**1**(32)8903

■児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所につながります。

☎189 (いちはやく) ※通話料無料。



# DVホットライン

女性相談員による電話相談です。 平日 午前9時~午後5時

**☎**(32)8724

#### DV相談ナビ

県の相談機関につながります。

☎#8008 (はれれば)